■第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は,団体意思の決定機関として,及び市長等の監視・評価機関として,次に 掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
 - (1) 市政について、市民との情報共有を図ること。
 - (2) 市民参加の機会の拡充等により,市民の意見を把握し,市政に反映できるように 努めること。
 - (3) 複数の代表で構成された合議制の機関として議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策決定の責務を果たすこと。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をしなければならない。
 - (1) 市民の代表としての責任を自覚し,市民全体の福祉の向上を図るため,議会の合意形成に努めること。
 - (2) 市民の意見を適確に把握し,自己の意思形成に反映させ,議会活動について市民に対して説明するよう努めること。
 - (3) 調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めること。

■第3章 議会と市民の関係

(情報共有)

第4条 議会は,議会の活動に関し,その意思形成過程が明らかとなるよう,市民に対し情報を公開し,市民との情報共有に努めるものとする。

(会議の公開)

第5条 議会は,本会議(法第102条に規定する定例会及び臨時会をいう。以下同じ。) の公開のほか.すべての会議を原則公開とする。

(報告会等)

第6条 議会は,議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし,情報提供及び情報共有に努めるものとする。

(市民意見の反映)

第7条 議会は,議会活動に関し,さまざまな手法により聴取した市民の意見を反映できるよう努めるものとする。

■第4章 議会と執行機関の関係

(質問)

第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は,論点及び争点を明確にして行わなければならない。